

令和2年度

新発田市立七葉中学校 「学校いじめ防止基本方針」

【 目 次 】

はじめに

1	いじめ防止に向けての基本姿勢	3
2	いじめ防止に向けた取組	4
3	早期発見・即時対応のあり方	6
4	保護者や地域との連携	8
5	いじめ防止に向けた取組の評価	9
6	いじめ防止対策のための組織	9
7	重大事態への対処	10
8	いじめの発見から対応までの基本	13

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、本校の全生徒が、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめの起きない学校づくり」を目的にしているものである。地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)、新潟県いじめ防止基本方針(平成26年3月)、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)、新発田市いじめ防止基本方針(平成31年2月18日改定)に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかし、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、加害児童生徒の今後の生活指導を確実に行う。

国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

(1) いじめの定義

本校は、いじめを「いじめ防止対策推進法第2条第1項」で定められているものをいうことにする。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校は、当校に在籍している生徒が、心身の苦痛を感じている状況であるならば、表面的・形式的に関係なく、いじめととらえ、本方針に従って対応する。

平成25年10月11日に策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」では、いじめに該当するか否かを判断するに当たり「心身の苦痛を感じている」との要件が限定して解釈されることがないように努める必要がある旨が明記された。

したがって、ある生徒が心身の苦痛を感じているかどうかは明確ではない場合（例えば、1回限りのほんの些細なトラブル、遊びやけんか）であっても、「いじめの兆候」又は「いじめ」と捉え、以下のことに留意しながら、いじめを受けた生徒の心に寄り添いながら本方針のとおりに対応をする。

- 行為の継続性は問わないこと
- 心身の苦痛等の軽重は無関係であること
- いじめを行った生徒の意図や故意は動機に含まれないこと
- 優位や劣位は固定されないこと

(2) 本方針におけるいじめの防止及び対応の基本

本校の基本方針は、いじめの未然防止（予防）、早期発見・即時対応、連携、人間性育成の4つの分野について、組織的、計画的、継続的に取り組む。

【未然防止：予防】

- 「いじめ見逃しゼロスクール」の取組や道徳を中核として、家庭、地域、関係機関と連携を図り、いじめの予防に努める。
小中学校9年間の長期的な視点に立ち、生徒の自治活動など、児童生徒の社会性育成の取組を推進する。
- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、互いを認め合える人権教育を推進する。
- 「思いやり」「協力」「感謝」の下で教育活動を実践し、生徒の自己有用感を高める取組を推進する。

【早期発見・即時対応】

- 日常の生徒の言動について、少しの変化やアンケート等で知り得た情報を関係教職員と早期に精査していじめの可否を判断する。
- いじめの発生又はいじめを認知したら、本方針に従って、即時に対応する。

【連携】

- いじめの早期発見と対応については、家庭、地域、関係機関と情報連携及び行動連携を図り、いじめの根本原因の解消に全力を尽くす。
- 当該生徒への調査や対応については、関係機関と相談しながら対応を検討し、家庭と密に連携しながら進める。

【人間性育成】

- 生徒に人間関係や日常生活上の問題に正対させ、問題を解決する方法を生徒と共に考えて、共に解決を図るような行動を指導・支援する。

鋭教かつ柔軟な示唆、凍とした指導、温とした支援、親とした理解

- 問題が生じたときは、教職員や保護者などに相談するなどして、一人で問題を抱えさせないように、相談体制を常に機能させ、日頃から生徒に働きかける。

2 いじめ防止に向けた取組

(1) 生徒指導体制

① いじめ防止に向けた指導・支援事項

いじめ防止の生徒指導は、個人の尊厳を重んじ、一人一人の生徒を、常に人として成長し、自己実現を図る過程の存在であるという認識の下で行う。

ア 自他や集団全体の幸せを考えさせて、自己の行動を規制する自律性を育成すること。

イ 適度な相互依存と尊重し合う関係の下で、適切な示唆を行い、自分の判断に基づいて考え、実践、振り返りの中で主体性を育成すること。

ウ 自分のあるがままを把握させるとともに、集団への寄与に対する自分のよさを認識させ、自己有用感を高められるようにすること。

エ 集団全員の集団生活上の安心と安全を確保・維持するために、規律を遵守させること。

② いじめ・不登校防止のための年間指導計画における重点事項

※ 「七葉中学校いじめ防止学習プログラム」参照

ア 生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力の育成を図る。

イ 他者との交流を通して、協力しながら問題解決を図る意欲や態度、互いを認め合う人間関係の構築を図る。

ウ 「いじめ見逃しゼロスクール」等の活動により、生徒や保護者、教職員をはじめとして、地域住民に対してもいじめ防止の重要性を理解させる。

エ いじめは、いじめを受けた、いじめを行った生徒及び周囲の生徒にも大きな傷を残すこと、刑事罰の対象にもなり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることなどについても、人権遵守、いじめの法律上の扱いを学ぶ取組を発達段階に応じて行う。

(2) 教育相談等の体制

① 目標

ア 相談の機会を設けることにより「悩みごとには相談する」という雰囲気や環境を醸成する。

イ 相談を通して、生徒との望ましい人間関係の構築を図る。

ウ 一人一人の悩みや問題を話し合い、解決方法を一緒に考えながら、必要に応じて助言をすることによって学校生活への適応を図る。

② 相談する上での重点

ア 受容的な態度で対応し、共感しながら相談に努める。

イ 自己理解を深めさせるとともに、考え方や行動の改善への意欲をもたせる。

ウ 相談した教職員は、相談して得た内容を記録し、5年間は保存する。

③ 方法

ア 定期教育相談

<基本方針>

- 毎学期1回、学級担任等が、全生徒を対象に行う。
- アンケート等を毎月実施する。

<実施方法>

- 全校体制の下でアンケート等を記入させ、学級担任が内容を把握し、教育相談の計画・日程を決め、生徒に知らせる。
アンケートは基本は記名式とする。
場合によっては、無記名でのアンケートを実施する。
- 緊急を要するものは、管理職に報告し、組織的に即時対応する。
- 5月・10月・1月は、全校生徒へ教育相談を行う。
他の月は、希望生徒又は教職員が必要とする生徒を対象に行う。
- 学級担任が、原則として行うが、必要に応じて担任以外の教職員も行う。
- 相談の内容は、主に学校生活・進路・家庭生活などについてとする。
- 呼び出し相談やチャンス相談を、必要に応じて行う。

④ 年間計画

学期	活動内容	学期1回全生徒対象教育相談	希望教育相談
1	記入 相談日 対象	5月11日 5月11日～5月21日 全校生徒	4月23日 6月23日 7月21日 記入から1週間以内 希望者
2	記入 相談日 対象	10月1日 10月1日～10月13日 全校生徒	9月23日 11月25日 12月16日 記入から1週間以内 希望者
3	記入 相談日 対象	1月8日 1月8日～1月22日 全校生徒 3年生進路相談含	2月19日 3月15日 記入から1週間以内 1・2年生希望者

⑤ スクールカウンセラーの活用

ア カウンセラー：真田百合子さん

イ 年間10回程度勤務

- ※ 相談内容が、いじめ・自傷行為など、生命や身体の安全に関わる場合は、管理職を含め関係教職員と協議し対応する。

又、必要に応じて全教職員に伝達し、共通理解を図る。

ウ 相談室の利用

- 相談時間は、昼休みか放課後とする。
ただし、緊急の場合は、管理職の指示によりこれに限らない。
- 昼休み
リレーションと心の居場所として、生徒とスクールカウンセラーとの信頼関係の構築を図る。
- 放課後
1回の相談時間は、40分から50分程度とする。
次回の相談までに、適当な間隔をおく。

エ 相談ルート

- 生徒や保護者が希望する場合
教育相談アンケートで事前に申込み、学級担任に申込み、直接訪ねる
- 学級担任が働きかける場合
学級担任と教育相談担当・カウンセラーが日程を調整

オ 相談する際の留意事項

- 相談内容の秘密を厳守する。
- 生命やいじめ等の重大事態に関する相談内容によっては知り得た情報を記録し（5年間保存）、管理職に報告し、迅速に関係教職員と対応を協議する。

その場合、生徒が他の教職員に話すことを拒んでも行う。

当該生徒へ、カウンセラーから、他の関係する教職員にも知らせて対応する必要があることを理解させるように働きかける。

⑥ 保護者への啓発と家庭・地域との連携

- 生徒が校外で活動している団体と連携をして、いじめ等の情報を共有する。
- 新入生の入学説明会の時に、本校のいじめの対応、家庭との連携の在り方、警察署の方からネットも含めた家庭での指導内容について指導をする。
- P T Aと連携して、保護者の啓発として、研修会等を実施する。
- 校長の指示の下、「七葉中学校区いじめ防止対策委員会」を開催し、学校と地域が連携していじめ防止の取組について協議する。

3 早期発見・即時対応の在り方

(1) 基本姿勢

- 生徒が発する小さなサインや変化を見逃すことがないように、表情・服装・言動・人間関係・持ち物・時間と居場所などの少しの変化を見取る。
- 学校生活において、生徒と共に行動又は活動することにより、アンケートや相談などを通して、生徒の本当の声が教職員に届くように信頼関係を築く。

(2) 早期発見の方法

いじめを発見する方法は、主に、次のように行う。

- ア 本人の訴え (アンケート、教育相談、デイリーライフなど)
- イ 教職員による発見 (学級担任、教科担任、養護教諭、事務職員、介助員など)
- ウ 他からの情報提供 (生徒、保護者、地域、関係機関など)
- 情報を受けた教職員は、すぐに、当該生徒に関係する教職員へ事実を伝える。
5W1H (いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように) を書き、教職員が共有できるようにする (生徒指導週報の活用)。
- 管理職と生徒指導主事等に、直ちに、確実に情報を伝え、関係する教職員で、多面的な情報を正確に付き合わせて、問題点を明らかにする。

(3) 即時対応の方法

いじめを把握したら、以下のように、組織的な対応をする。

ア 校長の指示の下、関係する教職員で対応するチームを組織する。

いじめ・不登校対策委員会を基本とする。

イ 次のことについて共通理解を図る。

- 解決しなければならない問題点
- 加害者・被害者・傍観者を特定
- 短期的・長期的な目標設定
- 役割分担

ウ 関係機関との連携

エ 対応する上でのリスクの把握

- 報道機関の対応
- 問題の転移及び波及する場合の対応

オ 対応の基本

- 教職員等が見えない所で被害が発生している場合や当該生徒が事実を否定する場合があるなどを踏まえ、状況確認を複数の教員で行う。
- 被害生徒を「絶対に守る」という意思を強く抱く。
- 対応する内容と途中経過及び次なる対応など、保護者と連携を図り、説明と了承を行い、協力を図る。
- 教職員の指導によらず当該生徒間の関係が良好になった場合等については、「いじめ」の言葉を使わずに継続指導するなど柔軟な対処も考えられる。
- 場合によっては、関係機関と連携をする。
- いじめを行った生徒へ自ら非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

- 謝罪を急ぐことなく、当該生徒の個別の指導支援を十分に行う。
謝罪をする場合は、学校関係者が同席の下で行う。
- 両者の保護者の了承が得られたら、再発防止のねらいの下で、両者を交えての会や学級、全校生徒などへの指導を検討して行う。
- 解決が図られたとしても、「いじめの行為がないか」「心身の苦痛を感じていないか」など、少なくとも3か月は当該生徒の行動を注視し、随時相談するなどして、心情把握を行う。

(4) ネット上のいじめへの対応

① ネット上のいじめの特徴

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上に、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

下記のような特徴がある。

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われる。
- インターネットの匿名性から、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上の個人情報や画像は、情報加工が容易にできる。
- インターネット上の個人情報は、回収することが困難である。
- 大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。

② ネット上のトラブルへの対応

学校においても、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、早期発見・即時対応に向けた取組を行う。

③ 具体的な対応について

ア いじめを受けた生徒への対応

- いじめを受けた生徒との信頼関係や状況に応じて教育相談体制を整え、きめ細かなケアを行い、いじめを受けた生徒を守り通すことを最優先する。
- 毎日の面談の実施や、保護者への連絡を行うなど、いじめを受けた生徒の立場に寄り添った支援を行う。
- 校長の指示の下、いじめを受けた生徒と信頼関係がある複数の教職員で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に取り組む。
- いじめを行った生徒が、同じ学校に在籍していない場合においては、学校間の連携協力体制を整備して、関係する生徒と保護者に対する支援や指導、助言を適切に行う。

イ いじめを行った生徒への対応

- いじめを行った生徒が判明した場合は、いじめを受けた生徒からの情報の他に、いじめの背景や事情についても綿密に調べ状況を正確に把握する。
- ネット上の誹謗中傷の内容を削除する指導を行うとともに削除を確認する。
- 決して許されないものであるという認識の下で、粘り強い指導を行うとともに、いじめを行った生徒に対するケアも行う。

いじめを行った生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとで対応する。

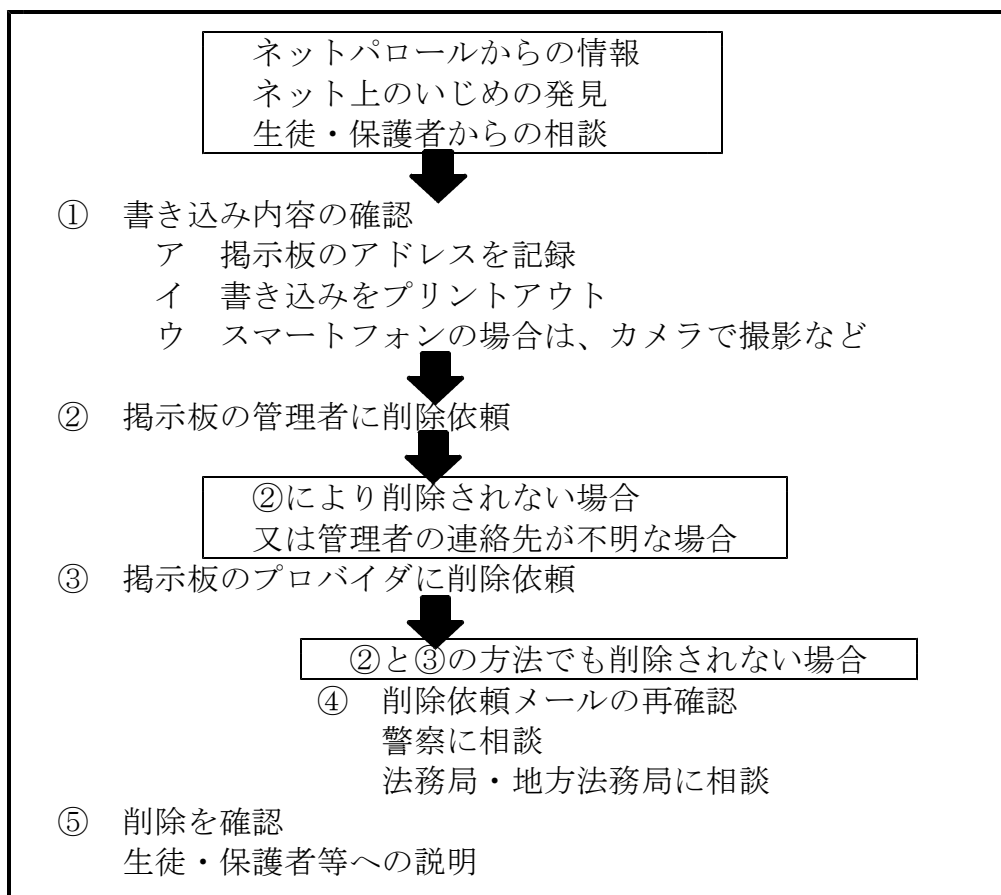
ウ 全校生徒への対応

- 「ネット上のいじめ」の特徴を踏まえて全校生徒への指導を行う。
- 日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、生徒が、「ネット上のいじめ」について、考え、議論させた上で予防の視点から学習させる。

エ 保護者への対応

- 発見した場合には、いじめを受けた生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問を行い、保護者と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談する。

- いじめを行った生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明する。
- 必要に応じて、保護者会を開催するなどして、「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明する。
「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。
- ④ 情報モラル教育の充実と教職員の指導力の向上
 - 教科技術の授業を中心として、年間指導計画の下で、情報モラルについての学習を行う。
 - 職員会議や研修会等で、担当教員から、ネットの現状、生徒の利用状況、ネットのトラブル等の対応についての留意事項について共通理解を図る。
- ⑤ 県のネットいじめ見逃しゼロ事業の活用について
県のネットパトロールにより発見した場合、市教育委員会を通して情報を得る。
- ⑥ 誹謗・中傷の削除の流れ



4 保護者や地域との連携

- 以下の取組により、保護者と地域との連携を深め、いじめ防止に向けた取組を行う。
- (1) 本校の「いじめ学校防止基本方針」を説明し、HPで公開するなどして周知を図る。
 - (2) 学校だよりにて、保護者や地域に対して、取組内容と学校評価結果を知らせる。
 - (3) PTA主催による、保護者向けのいじめに関する啓発活動を行う。
 - (4) 授業参観時に、人権教育、同和教育やいじめ防止に関わる授業公開を推進する。
 - (5) 中学校区の児童生徒と「いじめ見逃しゼロスクール集会」等の活動を行う。

(6) 生徒会と地域が協力しての、地域貢献活動などを推進する。

5 いじめ防止に向けた取組の評価

- (1) 毎学期末の学校評価の結果を基にして長期休業中等に研修会を開催し、取組の成果と課題の共有化を図る。
- (2) 学校関係者評価委員会による意見を参考にしながら、日常の対応の改善を図る。
- (3) 教職員が、年2回、グランドデザインに基づいて、徳の分野であるいじめに関する重点項目について、成果と課題を確認し取組の改善を図る。

6 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織

【いじめ・不登校対策委員会】

① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー
(学級担任、部活動顧問、全教職員)

② 役割

- ア 学校基本方針の取組の実施、いじめ防止学習プログラムの作成・実行・検証・修正
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- エ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の実施
いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事情聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者と連携した対応

(2) 日常的ないじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織

【生徒指導部会】

① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当(学年主任)
(養護教諭、教育相談担当)

② 役割

- ア 毎週会議を行い、日常的な生徒指導上の情報共有と対応すべきことについて組織的な対応を協議する。
- イ 校長の指示の下、いじめ等の対応について緊急に会を開き、対応を協議して、組織的に対応する。
- ウ 生徒の実態やアンケートの結果などを基にして、いじめの取組や学期や月ごとの指導上の留意すべき事を協議する。
- エ 年間の生徒指導の計画を協議する。

(3) 中学校区いじめ対策に向けた組織

【七葉中学校区いじめ防止対策委員会】

① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、生活指導主任、PTA会長
菅谷自治会長、加治自治会長、民生児童委員、他

② 役割

- ア いじめや生徒指導に関する研修
- イ 中学校区のいじめに現状と生徒指導上の問題点の情報交換と共有化
- ウ 学校と連携して取り組む事項についての協議
- エ 七葉中学校長の指示により、対策委員会を開催する。

(4) 学校におけるいじめ対応のための組織

【七葉中学校いじめ防止対策委員会】

① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、市教育委員会担当指導主事、SSW、市（下越地区）担当弁護士（PTA会長、新発田児童相談所職員、他）

② 役割

- ア 校長の指示により、対策委員会を開催する。
- イ いじめの対応についての役割を確認し、事案の改善を図る。
- ウ 重大事態が発生したときは、いじめの実態を把握し、いじめの真相を明らかにするために、初期調査を実施する。
初期調査を行う際は、対象、方法、内容について十分協議する。
- エ 重大事態に関する初期調査結果については、新発田市教育委員会へ報告する。
再調査等の必要な場合は、校長の指示により、対策委員会を開催し、第2次調査の実施について協議し実施する。
- オ 調査結果の公表、対処の方法などについて、新発田市教育委員会から必要な情報と指導に基づいて対応する。
- カ 対応の結果に基づき進捗状況や次なる対応について、適宜協議する。
その都度、新発田市教育委員会から指導支援を依頼する。

7 重大事態への対処

【参考】いじめ防止対策推進法第5章「重大事態への対処」概要

- 学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- 学校は、調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- 学校は、重大事態が発生した旨を市長に報告する。
市長は必要と認めるときは、調査の再調査を行うことができ、またその結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより、次のような在籍生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ※ 「相当の期間」とは、県教育委員会は、年間30日を目安としているが、被害生徒が一定期間連続して欠席している場合は、目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により「重大事態」に発展するとして対応する。

※ 生徒や保護者から重大事態の申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが要因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した場合、校長は、重大事態の発生した旨を、市教育委員会に文書で報告する。
- ② 市教育委員会は、地方公共団体の長である市長へ報告する。
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者が希望する場合は、該当生徒及び保護者の所見をまとめた文書を、調査結果の報告に添えて市教育委員会へ報告する。
- ④ 市教育委員会は、以下のような場合には、事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

【学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断】

- 学校の調査では、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合

(3) 調査の主体

- ① 学校が主体となって行う場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）
 - ア 校長の指示により、「いじめ対応対策委員会」を招集する。
校長は、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加えられる（市担当弁護士、学識経験者、精神科医、職能団体等）。
※ 組織の構成は、公平性・中立性を確保するために、当該関係者と利害関係を有しない第三者の参加を図る。
 - イ 重大事態についてのこれまで把握している内容を報告し、今後の対応について協議する。
 - ウ 初期調査の実施方法について協議して、調査を行う。
 - エ 調査結果を市教育委員会へ報告し、情報提供と指導を受ける。
 - オ 調査結果と指導事項を基にして、第2次の調査について協議する。
- ② 市教育委員会が主体となって行う場合
「新発田市市いじめ防止基本方針」に基づき行う。

(4) 調査を実施する上での基本的な構え

- ① 事実関係を明確にするための目的により調査を実施する。
- ② 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ③ 学校側として不都合なことが判明した場合でも、事実と向き合う。
- ④ 「事実を明確にする」ために、重大事態に至る要因となったいじめ行為について、次の事項を可能な限りを網羅的に明確にする。
 - ア 発生日時・時期
 - イ いじめを行った生徒（一人、複数）
 - ウ 態様
 - エ 背景
 - オ 該当する関係生徒の人間関係
 - カ 学校・教職員の対応
- ⑤ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ⑥ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

- ⑦ いじめを受けた生徒への調査の基本的な構えは、次のとおりとする。
- ア いじめを受けた生徒から聴き取りが可能な場合
 - いじめを受けた生徒、在籍生徒、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
 - いじめを受けた生徒、情報提供をした生徒を守ることを最優先する。
 - いじめを受けた生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。
 - イ いじめを受けた生徒から聴き取りが不可能な場合
 - いじめを受けた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。
調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
 - いじめが自殺の要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

(5) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- ア いじめを受けた生徒やその保護者に対して以下の事実関係について説明する。
この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告として継続して行う。
 - 時期・いつ
 - いじめを行った生徒
 - 態様
 - 学校の対応 など
 - イ 当該保護者の意向や他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に判断した上で情報を提供する。
ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
 - ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめを受けた生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭に置く。
調査を行う際には、その旨を、調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明をする。
 - エ 調査を行う際には、調査方法及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。
- ② 調査結果の報告
- ア 調査結果については、市教育委員会を通して、市長に文書で報告する。
 - イ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、該当生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会をとおして、市長に送付する。

8 いじめの発見から対応までの基本

